

保護者の皆様へ

万が一の備えについて

当ゼミでは、大切なお子様をお預かりしている間の万一来に備え、『塾総合保険』に加入しています。尽きましては、その特色をご理解いただき、ご協力いただきますよう宜しくお願い致します。

I. 塾総合保険の特長

1. お子様の傷害

次のような事故によってお子様が死傷した場合に保険金をお支払いします。

- ① 塾の管理下での偶然な事故
- ② 塾との往復途上での偶然な事故

2. お子様の賠償責任

塾の管理下にあるとき、お子様が他の生徒や第三者を死傷させたり、その財物に損害を与え、お子様（法定の監督義務者）が法律上の賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。

(注) 塾の管理下とは・・・

- ・ 塾の授業中
(休憩時間を含みます)
- ・ 授業開始前または終了後で塾の施設にいる間
- ・ 塾が主催または共催する模擬試験・合宿・父兄会などの行事に参加している間

3. 塾経営者の賠償責任

次のような事故によって、お子様や第三者を死傷させたり、その財物に損害を与えて、経営者が法律上の賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。

- ① 所有・使用・管理する塾の施設の不備が原因で生じた事故
- ② 塾の業務遂行（生徒の指導、監督など）に起因する偶然な事故

(例) 火災が発生した際、教師の誘導ミスによりお子様がケガをした。

II. 万一事故が起きたら

事故の日より 30 日以内に下記事項をご通知ください。なお、賠償金の決定については保険会社の承認が必要です。

- ①事故日
- ②事故発生場所
- ③事故の原因、状況
- ④ケガ人の氏名、ケガの程度
- ⑤他人をケガさせた場合、相手の氏名・年齢・職業・ケガの程度

連絡先

高木ゼミ

Tel 0120-76-5555

Ⅲ. 塾総合保険

		保険金額	お支払する保険金	保険金をお支払できない主な場合
塾の生徒の傷害	死亡保険金	200万円	事故の日から180日以内にケガがもとで亡くなられたとき、保険金額の全額。	故意による傷害、地震・噴火・津波・戦争その他の変乱による傷害、頸部症候群または腰痛で他覚症状のないもの、疾病・脳疾患・心神喪失による傷害など。
	後遺障害保険金		事故の日から180日以内にケガがもとで後遺障害が生じたとき、その程度に応じて保険金額の3%～100%。	
	入院保険金	1,500円/日	医師の治療を受けた場合、事故の日から180日以内の入院の日数に対し、入院保険金日額。	
	通院保険金	1,000円/日	医師の治療を受けた場合、事故の日から180日以内の通院の日数に対し90日を限度として通院保険金日額。	
塾の生徒の賠償責任		3,000万円 /1事故	保険金額を限度として、損害賠償金（治療費など）、訴訟費用など。	故意による事故、心神喪失による事故、地震・噴火・洪水・津波などの天災による事故、戦争・変乱・暴動などによって生じた事故など。
塾の経営者の賠償責任	身体賠償	3,000万円/名 1億円/1事故	保険金額を限度として、損害賠償金（治療費など）、訴訟費用など。	故意による事故、施設の改築・修理等の工事に起因する事故、自動車・昇降機等の所有・使用・管理に起因する事故、生徒が塾の管理下にいない間に発生した事故、他人から賃借したり、預かっているものを損傷した場合、生徒の能力・技術が向上しないことに起因する事故、地震・噴火・津波などの天災による事故、戦争・変乱・暴動などによって生じた事故など。
	財物賠償	200万円 /1事故		

尚、この保険は通塾カバンに付加されています。特別行事以外では、通常の通塾経路で指定の通塾カバンをご利用いただけるようお願い申し上げます。

